

**介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）
契約書別紙（兼重要事項説明書）**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	合同会社Vencer
主たる事務所の所在地	〒8991-0105 鹿児島市中山町1881-14
代表者（職名・氏名）	代表社員 中野 勝
設 立 年 月 日	令和元年9月11日
電 話 番 号	099-268-6757

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	OLD' S GYM	
サービスの種類	第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）	
事業所の所在地	〒891-0105 鹿児島市中山町1590-13	
電 話 番 号	099-800-4363 ・ 080-3083-0925	
指定年月日・事業所番号	令和2年5月21日指定	46A0100317
実施単位・利用定員	1単位	定員15人
通常の事業の実施地域	鹿児島市南部地区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（運動型通所介護施設）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月4日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後3時まで
サービス提供時間	月・火・水・金曜日・・・午前9時から午前11時まで。 火・木・金曜日・・・午後1時から午後3時まで。 時間延長は、心身疲労を考慮し無しとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤1人
看護職員	非常勤2人
介護職員	常勤 1人 兼務1人
機能訓練指導員	非常勤2人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	中野 勝
管理責任者の氏名	管 理 者 中野 恭子

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、**原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額**です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号通所事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算、減算の合計の額となります。

【基本部分：介護予防通所介護相当】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
要支援1	3,660円(1回につき)	366円	732円	1098円
要支援2	3,660円(1回につき)	366円	732円	1098円

(注1) 上記の基本利用料は、鹿児島市が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(2) その他の費用

その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。
-----	--

(3) 支払い方法

上記(1)から(2)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、お渡しいたします。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 鹿児島銀行 西谷山支店 普通口座 3047254 合同会社Vencer 代表社員 中野 勝
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所及び鹿児島市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 099-800-4363 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	鹿児島市健康福祉局すこやか 長寿部長寿支援課地域包括支 援係 鹿児島市山下町11-1	電話番号 099-216-1186
--------	---	-------------------

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所もしくは当事業所の担当者へご連絡ください。

13. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

14. 虐待の防止のための措置について

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、

運営推進会議等で周知徹底を図ります。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します

(4) (1) から (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

- ・虐待防止責任者 「事業代表者 中野 勝」
- ・虐待防止窓口担当 「管理者 中野 恭子」
- ・電話 099-800-4363
- ・その他窓口 鹿児島市長寿あんしん課 電話 099-216-1280